

宮城県外で お子さんの 定期予防接種を希望される方へ



仙台市に住民票のある方の定期予防接種は、仙台市内及び宮城県内の登録医療機関において実施していますが、里帰り出産などにより県外で下記の予防接種を受ける場合には、仙台市が発行した予防接種依頼書が必要となります。この依頼書による県外での定期予防接種において健康被害などが発生した際には、本市が責任を負うこととしています。

また、県外でお子さんの定期予防接種費用を負担した場合には、申請により費用助成が受けられます。

1. 定期予防接種実施依頼書

発行対象者（①～③全てを満たす方）

- ①宮城県外の医療機関で接種を希望される方
- ②被接種者が対象予防接種の接種時に仙台市に住民票を有すること
- ③ヒブ・肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルス・5種混合・4種混合・BCG・麻しん風しん・水痘・日本脳炎・2種混合・HPV の予防接種対象者

2. 費用助成

実施依頼書の発行を受けて県外で予防接種を受けた場合、費用助成が受けられます

- (1) 助成対象者：接種費用を負担した方
- (2) 助成金額：予防接種の種類ごとに支払った接種費用
※ただし、その額が種類ごとに定める上限額を上回る場合は上限額
- (3) 申請期限：接種日から1年以内
※申請期限を過ぎると費用助成対象外となりますのでご注意ください
- (4) 必要書類：下記のお問い合わせ先でお受け取りいただくか、
仙台市ホームページ(右の二次元コードよりリンク)
よりダウンロードしてお使いください



詳しい手続きの流れについては裏面をご覧ください

■お問い合わせ先■

詳しくは各区保健福祉センター家庭健康課・各総合支所保健福祉課までお問い合わせください

青葉区	☎022-225-7211 (代)	泉区	☎022-372-3111 (代)
宮城野区	☎022-291-2111 (代)	青葉区宮城総合支所	☎022-392-2111 (代)
若林区	☎022-282-1111 (代)	太白区秋保総合支所	☎022-399-2111 (代)
太白区	☎022-247-1111 (代)	健康福祉局予防企画課	☎022-214-8452

お子さんの定期予防接種について

～仙台市の住民が県外の医療機関において予防接種を受ける場合の手続きの流れ～

① 定期予防接種実施依頼書交付申請書の受取

お住まいの区の区役所家庭健康課または総合支所保健福祉課から、県外で予防接種を受けるための申請書を受け取ってください **窓口・郵送・ホームページ**

滞在先の自治体に問い合わせ、予防接種の受け方や依頼書の宛先を確認しておいてください

② 定期予防接種実施依頼書交付申請書の提出

申請書を記載しお住まいの区の区役所家庭健康課または総合支所保健福祉課へ提出してください **窓口・郵送**
母子健康手帳の写し（出生届済証明と予防接種の記録欄）も必要になります

依頼書の宛名が自治体の場合

依頼書の宛名が医療機関の場合

③ 依頼書の受取

区役所または総合支所から県外の自治体宛ての依頼書をお渡しします **窓口・郵送**

区役所または総合支所から県外の医療機関宛ての依頼書をお渡しします **窓口・郵送**

④ 依頼書の提出

③の依頼書を県外の自治体に提出し、県外医療機関あての書類を受け取ってください

③の依頼書を県外の医療機関に提出してください

⑤ 医療機関で予防接種を受け、費用を自己負担し、予診票の写しを受け取ってください

※医療機関が直接、仙台市に予診票の写しを提出する場合がありますので、ご確認ください

*領収書と明細書は保管しておいてください

⑥ 予診票の写し提出

予診票の写しを県外自治体へ提出してください **窓口・郵送**
*後日県外自治体から仙台市へ実施報告書と予診票の写しが届きます

予診票の写しを仙台市各区役所または各総合支所へ提出してください **窓口・郵送**

申請期限(接種日から1年以内)までにご提出ください

⑦ 費用助成の申請書類提出 *書類は**ホームページ**からもダウンロードできます

お住まいの区の区役所家庭健康課または総合支所保健福祉課へ以下の書類を提出してください **窓口・郵送**

- ① 県外定期予防接種費用助成申請書（兼決定通知書）
- ② 振り込み先金融機関口座の写し *申請者と口座名義人は原則同じ方になります
- ③ 接種を実施した県外医療機関が発行した領収書と医療費明細書の写し
- ④ 予防接種の記録が記載されているものの写し（母子健康手帳「予防接種の記録」の全ページ）

⑧ 県外定期予防接種費用助成決定通知書の受取 **郵送**

⑨ 決定通知書の受取から概ね1か月以内に指定口座へ入金しますので、確認をお願いします。